

# 介護保険賦課事務要領

## 1 介護保険料について

1. 介護保険料の概要
  - (1) 蕨市の第1号被保険者の保険料 . . . . . 2
  - (2) 保険料の納付者 . . . . . 2
  - (3) 保険料の賦課および納付の開始・終了 . . . . . 3
2. 保険料の決まり方
  - (1) 保険料段階 . . . . . 4
  - (2) 保険料の算定 . . . . . 8
3. 保険料の納め方（徴収方法）
  - (1) 特別徴収 . . . . . 9
  - (2) 普通徴収 . . . . . 12
4. 納期ごとの保険料の決まり方 . . . . . 13

## 2 賦課事務について

1. 概要 . . . . . 16
2. 所得・住民税情報等の把握
  - (1) 所得・住民税情報取込 . . . . . 18
  - (2) 他市町村所得照会 . . . . . 18
  - (3) 生活保護受給者情報把握 . . . . . 19
  - (4) 老齢福祉年金受給者情報把握 . . . . . 20
  - (5) 境界層該当者情報把握 . . . . . 20
  - (6) 保険料減免事務 . . . . . 21
3. 納付（徴収）方法の決定
  - (1) 特別徴収対象者確定 . . . . . 21
  - (2) 特別徴収異動情報の送付 . . . . . 22
  - (3) 特別徴収不能情報の受理 . . . . . 23
  - (4) 普通徴収対象者の納付方法 . . . . . 23
4. 保険料算定と納付通知書作成・送付 . . . . . 24
5. 保険料の遡及賦課 . . . . . 25

# 1. 介護保険料について

## 1. 介護保険料の概要

### (1) 蕨市の第1号被保険者の保険料

令和7年度保険料率（蕨市介護保険条例(以下「条例」という。)第4条)

第1段階	31,461円/年	(19,706円/年)
第2段階	47,364円/年	(33,535円/年)
第3段階	47,709円/年	(47,364円/年)
第4段階	58,772円/年	
第5段階	69,144円/年	(基準額)
第6段階	82,973円/年	
第7段階	89,887円/年	
第8段階	103,716円/年	
第9段階	117,545円/年	
第10段階	131,374円/年	
第11段階	145,202円/年	
第12段階	159,031円/年	
第13段階	165,946円/年	※保険料段階及び保険料は
第14段階	172,860円/年	条例改正の制定により決定する。

・実際に賦課する保険料は、100円単位（100円未満切り捨て）とする。（条例第4条）

・第1から3段階のカッコ内は、公費投入による軽減後の保険料率を示す。

### (2) 保険料の納付者

#### ①第1号被保険者と第2号被保険者

40歳以上の者には、介護保険の加入が義務づけられている。

65歳以上を第1号被保険者という。

40～64歳を第2号被保険者という。

#### ②第2号被保険者の保険料について

・加入している医療保険（国民健康保険、職場の健康保険など）の保険料算定にもとづき、

医療保険料に含めて納める。

- ・具体的な保険料の算定方法等は、被保険者から各医療保険者に尋ねてもらう。

### ③第1号被保険者の保険料について

- ・保険者である各市町村等において、第1号被保険者の保険料の賦課事務を行い、徴収する。
- ・被保険者個々について保険料を算定し、被保険者個々が納める。
- ・医療保険のような被扶養者の保険料免除はない。

### ④64歳から65歳になった時の保険料について

- ・自動的に第2号被保険者から第1号被保険者になる（被保険者の加入手続き不要）。
- ・65歳の誕生日の前日の属する月の分から、第1号被保険者の保険料を賦課する。納付はその翌月以降から始まる。65歳到達より前の月の分までは、第2号被保険者の保険料を医療保険料に含めて納付する。なお、国民健康保険の場合は、それ以前の月の分までの保険料を年度末まで均等に割り振って納めることになっているため、誤って重複して保険料がかかっているのではないかといった問い合わせがあるが、これは誤っているわけではない。

## (3) 保険料の賦課および納付の開始・終了

### ①賦課開始

- ・歳市の第1号被保険者になった日（歳市外から転入した日、65歳の誕生日の前日※）の属する月の分から保険料が賦課される。  
※誕生日から計算を開始して次の誕生日の前日が1歳到達日（1年が経過した日）になるため、65歳の誕生日の前日が65歳到達日になる。ただし、納付は、その翌月以降の開始となる。

### ②賦課終了

- ・歳市の第1号被保険者でなくなった日（歳市外へ転出した日（国外転出は転出日の翌日）、死亡した日の翌日）の属する月の前月の分まで納付する。
- ・資格事務における市外転出日の設定方法は次のとおりとする。
  - （ア）転出手続時では、市外へ転出する旨を市に届けた際の転出予定日を資格喪失日とする。
  - （イ）転出予定日と実際に転出した日（実定日）が異なった場合、資格喪失日を更正し、必要に応じ保険料の追徴もしくは還付を行う。

## 2. 保険料の決まり方

### (1) 保険料段階

所得等に応じた1～4段階の保険料段階を設ける。

(介護保険法施行令(以下「施行令」という。)第39条、条例第4条)

- ①保険料第1段階（基準額である保険料第5段階の金額の0.455倍 ※軽減後は0.285倍）
  - ・賦課期日（毎年度4月1日、年度途中資格取得者は資格取得日）現在において、個人市町村民税（以下「住民税」という。）非課税世帯である老齢福祉年金受給者。
  - ・生活保護受給者。
  - ・住民税非課税世帯で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80.9万円以下。
- ②保険料第2段階（基準額・保険料第5段階の金額の0.685倍 ※軽減後は0.485倍）
  - ・住民税非課税世帯で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80.9万円超120万円以下。
- ③保険料第3段階（基準額・保険料第5段階の金額の0.69倍 ※軽減後は0.685倍）
  - ・住民税非課税世帯で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超。
- ④保険料第4段階（基準額・保険料第5段階の金額の0.85倍）
  - ・本人は住民税非課税かつ前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80.9万円以下で、世帯に住民税課税の人がいる。
- ⑤保険料第5段階（基準額）
  - ・本人は住民税非課税かつ前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80.9万円超で、世帯に住民税課税の人がいる。
- ⑥保険料第6段階（基準額・保険料第5段階の金額の1.2倍）
  - ・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満。

- ⑦保険料第 7 段階（基準額・保険料第 5 段階の金額の 1.3 倍）
  - ・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満。
  
- ⑧保険料第 8 段階（基準額・保険料第 5 段階の金額の 1.5 倍）
  - ・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満。
  
- ⑨保険料第 9 段階（基準額・保険料第 5 段階の金額の 1.7 倍）
  - ・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満。
  
- ⑩保険料第 10 段階（基準額・保険料第 5 段階の金額の 1.9 倍）
  - ・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満。
  
- ⑪保険料第 11 段階（基準額・保険料第 5 段階の金額の 2.1 倍）
  - ・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満。
  
- ⑫保険料第 12 段階（基準額・保険料第 5 段階の金額の 2.3 倍）
  - ・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満。
  
- ⑬保険料第 13 段階（基準額・保険料第 5 段階の金額の 2.4 倍）
  - ・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 720 万円以上 900 万円未満。
  
- ⑭保険料第 14 段階（基準額・保険料第 5 段階の金額の 2.5 倍）
  - ・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 900 万円以上。

本人	世帯	内容	保険料段階
非課税	非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額＋合計所得金額が 80.9 万円以下	1
		・課税年金収入額＋合計所得金額が 80.9 万円超 120 万円以下	2
		・課税年金収入額＋合計所得金額が 120 万円超	3
		・課税年金収入額＋合計所得金額が 80.9 万円以下	4
		・課税年金収入額＋合計所得金額が 80.9 万円超	5
課税	課税	・合計所得金額が 120 万円未満	6
		・合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	7
		・合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	8
		・合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満	9
		・合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	1 0
		・合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	1 1
		・合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	1 2
		・合計所得金額が 720 万円以上 900 万円未満	1 3
		・合計所得金額が 900 万円以上	1 4

- ・生活保護受給、老齢福祉年金受給の有無や世帯を構成する人は、賦課期日（毎年度4月1日もしくは年度途中資格取得者は資格取得日）時点で判定し、保険料を決定する。
- ・賦課期日以降に生活保護開始となった場合は、開始日より保険料第1段階として月割計算をもって保険料を再計算する。
- ・賦課期日以降に老齢福祉年金受給開始となった場合（8月に支給開始）は、当該年度は賦課期日時点の保険料段階とする。ただし、翌年度は保険料第1段階になる。
- ・賦課期日以降に生活保護廃止または老齢福祉年金全額停止になった場合でも、当該年度の保険料第1段階はそのままで変更されない。（賦課期日に遡って廃止または停止となった場合は変更される。）
- ・課税、非課税は住民税の課税、非課税である（都道府県民税ではない。）
- ・非課税とは、保険料の賦課期日の属する年度分の住民税が、所得割、均等割ともに、税減免によらず（減免前で）に課税されていないことである。
- ・住民税未申告者は非課税と取り扱う。
- ・市外転入者（世帯員含む）で他市町村（転入前の住所地）へ所得・税情報の照会を行っている場合は、暫定的に保険料第1段階を設定し被保険者に保険料第1段階の保険料を通知する。その後、回答に基づき正式に決定した保険料を通知する。（保険料が変更した場合のみ）

・合計所得金額の算出方法は、以下を参照。

所得の種類	所得の金額の計算	合計所得金額	
利子所得 (一部総合)	収入金額	損	所得金額計
配当所得 (総合)	収入金額－負債の利子		
不動産所得 (総合)	収入金額－必要経費		
事業所得 (総合)	収入金額－必要経費		
給与所得 (総合)	収入金額－給与所得控除額		
土地建物等以外の資産の譲渡所得 (総合)	総収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額		
	短期	益	× 1/2
	長期		
一時所得 (総合)	総収入金額－支出金額－特別控除額	通	× 1/2
雑所得 (総合)	総収入金額－必要経費		
退職所得 (分離)	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2	通	退職所得金額
山林所得 (分離)	総収入金額－必要経費－特別控除額		山林所得金額
土地等に係る事業所得等 ◇平成11年度から平成26年度まで適用停止 ◇土地等に係る事業所得(超短期)は平成10年度で廃止	収入金額－必要経費	算	土地等に係る事業所得等の金額
土地建物等の長(短)期譲渡所得の金額 ※居住用財産の特例	総収入金額－(取得費＋必要経費) 総収入金額－(取得費＋必要経費)		土地建物等の長(短)期譲渡所得の金額(特別控除前)
株式等に係る譲渡所得等の金額	総収入金額－(取得費＋必要経費)	損 益 通 算	株式に係る譲渡所得金額
上場株式等に係る譲渡所得等の金額	総収入金額－(取得費＋必要経費)		上場株式等に係る譲渡所得金額
上場株式等に係る配当所得	収入金額－負債の利子		上場株式等に係る配当所得金額
先物取引に係る雑所得等の金額 (分離)	総収入金額－必要経費		先物取引に係る雑所得等の金額

合計所得金額

－

繰越損失額

＝

総所得金額等

※合計所得金額から分離譲渡所得の特別控除額を差し引いて算定する。

※第1～5段階は、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を差し引いて算定する。

また、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用いる。

## (2) 保険料の算定

$(\text{基準額} \times \text{割合} / 100)^{(\ast 1)} \times \text{加入月数}^{(\ast 2)} / 12^{(\ast 3)} - \text{減免額} = \text{保険料額}$

### (※1)

「基準額×割合／100」は保険料段階の保険料率を表す。

- ・ 保険料第 1 段階 ⇒ 「基準額× 45.5／100」  
(軽減後) 「基準額× 28.5／100」
- ・ 保険料第 2 段階 ⇒ 「基準額× 68.5／100」  
(軽減後) 「基準額× 48.5／100」
- ・ 保険料第 3 段階 ⇒ 「基準額× 69／100」  
(軽減後) 「基準額× 68.5／100」
- ・ 保険料第 4 段階 ⇒ 「基準額× 85／100」
- ・ 保険料第 5 段階 ⇒ 「基準額× 100／100」
- ・ 保険料第 6 段階 ⇒ 「基準額× 120／100」
- ・ 保険料第 7 段階 ⇒ 「基準額× 130／100」
- ・ 保険料第 8 段階 ⇒ 「基準額× 150／100」
- ・ 保険料第 9 段階 ⇒ 「基準額× 170／100」
- ・ 保険料第 10 段階 ⇒ 「基準額× 190／100」
- ・ 保険料第 11 段階 ⇒ 「基準額× 210／100」
- ・ 保険料第 12 段階 ⇒ 「基準額× 230／100」
- ・ 保険料第 13 段階 ⇒ 「基準額× 240／100」
- ・ 保険料第 14 段階 ⇒ 「基準額× 250／100」

### (※2)

加入月数（月割賦課）は以下のような基準で計算される。

- ・ 資格取得した場合⇒資格取得日の属する月から年度末までの月数  
資格取得日・・・65歳到達日（65歳誕生日前日）、転入日
- ・ 資格喪失した場合⇒賦課期日月（4月）または資格取得日月から資格喪失日の属する月の  
前月までの月数  
資格喪失日・・・死亡日の翌日、転出日

### (※3)

月割賦課後（基準額×割合／100×加入月数／12）の保険料の確定金額

（年額）に100円未満の端数が生じる場合は、その端数金額を切り捨てる。

（100円単位で賦課する）

### 3. 保険料の納め方（徴収方法）

受給している年金の金額の違い等によって、特別徴収と普通徴収のいずれかの徴収方法に決まる。

#### （1）特別徴収（偶数月・6期）

（介護保険法(以下「法」という。)第131、134、135、141条・  
施行令第40～42条の2)

特別徴収とは、年金保険者（厚生労働大臣、共済組合等）が第1号被保険者に公的年金を支払う際（年6回の偶数月15日頃）に介護保険料を天引きし、市町村に納入する方法のこと。

##### ①仮徴収額と本徴収額

###### （ア）仮徴収額（4月、6月、8月）の設定

（法第140条・介護保険法施行規則(以下「規則」という。)第158条)

- ・特徴（本徴収）対象者は、保険料確定までの4・6・8月は仮徴収として前年度2月の天引き額と同額を徴収する。ただし、同額を4・6・8月と徴収すると10月以降の徴収額が極端に増減するときは、8月の徴収額を変更することができる。この計算方法については後述する。

8月分の仮徴収額変更・・・6月当初賦課時に新年度保険料を基に8月徴収額の増額・減額調整をする。

- ・特徴追加捕捉対象者は翌年4・6・8月のいずれかの時期に仮徴収から特徴を開始する（特徴開始複数回化）。

4月または6月に特徴を開始する場合は、前年度の保険料段階を前提に仮徴収額を計算する。8月開始の場合は、6月当初賦課計算をうけて決定後の保険料で7月普徴、8月以降特徴として各期徴収額を計算する。

###### （イ）本徴収額（10月、12月、2月）の設定

- ・6月当初賦課時に決定する保険料段階及び保険料年額を反映して設定される。

8月の仮徴収額を調整しない場合の計算式は次のとおり。

「前年度特徴→今年度特徴」

$(\text{保険料年額} - \text{仮徴収額}) \div 3 = \text{本徴収期割保険料}$

(端数は10月分に上乗せ)

「前年度普徴→今年度特徴」

$\text{保険料年額} \div 2 = \text{普徴額 (7・8・9月)}、\text{特徴額 (10・12・2月)}$

(端数は普徴額に上乗せ)

$\text{普徴額} \div 3 = \text{普徴期割保険料 (端数は1期に上乗せ)}$

$\text{特徴額} \div 3 = \text{特徴期割保険料 (端数は10月分に上乗せ)}$

※詳細については、「4. 納期ごとの保険料の決まり方の②」を参照

## ②特別徴収対象者確定事務の流れ

(ア) 年金保険者からの通知（年金保険者→埼玉県国民健康保険団体連合会→市町村）

- ・当該年の賦課期日（4月1日）現在において、当該年の6月1日から翌年5月31日までの間に支払いを受けるべき年金給付の額が政令で定める額（年額18万円）以上の年金受給者について、5月末に年金保険者（厚生労働大臣及び地方公務員共済連合会）から埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を經由して市町村に特徴候補者のデータが送付される。

(イ) 特徴対象者の確定と年金保険者への通知（市町村→国保連→年金保険者）

- ・5月末に年金保険者から国保連経由で送付された特徴候補者のデータと蕨市介護保険資格データを突合し、調査したうえで特徴対象者を確定させる。
- ・確定したデータに保険料情報を付加し、7月上旬に国保連を經由して年金保険者に送付する。
- ・このデータに基づき特徴が行われる。特徴の切り替え時期は10月（本徴収から）となる。

(ウ) 特徴本徴収及び特徴追加捕捉分の特徴開始時期は次のとおりとなる。

	捕捉時期（基準日）	特徴開始月	年金保険者への依頼
1	4月1日	10月	6月当初一斉時 7月月例時（最終）
2	6月1日	翌年度4月	2月月例
3	8月1日		
4	10月1日		
5	12月1日	翌年度6月	翌年度4月月例
6	2月1日	翌年度8月	翌年度6月当初一斉時

### 【特別徴収にならない事由】

- ・年度途中（4月2日以降）に本市第1号被保険者の資格を取得（65歳到達、市外転入等）した場合。  
特徴追加捕捉対象者として追加捕捉された場合でも、特徴開始は翌年4月以降となる。

- ・ 65歳になって新たに支給される老齢基礎年金が4月に支給されていない場合。

年金の支給は、年金支給事務の関係で概ね裁定日から50日程度要する。このため、2月下旬以降に65歳の誕生日を迎えるほとんどの人の老齢基礎年金の支給は6月（4、5月分）からとなり、4月支給時に支給されず4月1日捕捉の対象外となる。なお、遺族・障害年金については65歳未満でも受給できるため、該当の場合は65歳到達の直近の基準日に天引き対象として捕捉され得る。

- ・ 老齢基礎年金が年額18万円未満である場合。（仮に老齢厚生年金が18万円以上であっても特徴対象にならない）

老齢基礎年金がすべての国民が共通に受給するものであることから、この年金からの天引きが適当であると考え規定されている。

- ・ 年金保険者への届出住所が住民票住所と異なる場合。

届出住所先の市町村に特徴候補者データが行ってしまい、蕨市にはデータが来ないため、特徴対象者にはできない。

- ・ 年金担保貸付により4月1日（追加捕捉時はその基準日）年金支給額がない場合。

- ・ 現況届が未届出であることから4月1日時点の年金支給額がない場合。

- ・ 国家公務員共済組合、私学共済組合、地方公務員共済組合の加入者のうち大正15年4月1日以前生まれ（昭和61年4月1日年金法改正時に既に60歳を超えている）で昭和61年4月1日以降に退職した場合。

介護保険法施行令40条の特徴可能な年金には規定されていない退職共済年金が支給されており、老齢基礎年金は支給されていない。

### ③特別徴収停止依頼（市町村→国保連→年金保険者）

（ア）特徴対象者について下記の異動があった場合、市町村から特徴停止依頼を国保連経由で年金保険者へ行う。

- ・ 被保険者資格を喪失した場合（死亡、転出、適用除外開始等）
- ・ 年次依頼（7月月例処理時）以降保険料が減額した場合（減免決定、保険料段階更正）

（イ）住所地特例該当・非該当、仮徴収額変更の異動があった場合。

（ウ）処理時期等については以下のとおり。

- ・ 処理時期：月例処理時（データ送付時期：国保連に10日まで）
- ・ 反映期：偶数月の場合→翌偶数月（例：7月異動→8月月例処理→10月年金特徴中止）  
奇数月の場合→翌々偶数月（例：8月異動→9月月例処理→12月年金特徴中止）

#### ④特別徴収不能通知（年金保険者→国保連→市町村）

（ア）年金保険者から特徴できなかつた人の特徴結果が通知される（偶数月の月末）。

これに基づき徴収方法を普通徴収に変更する。

（イ）普徴に変更となるのは通常、特徴停止期の翌日以降となる。

【具体例】年金保険者において特徴できず停止となる事由

- ・年金担保貸付金の返済が開始された場合
- ・受給年金の変更があり、対象になっていた年金が停止になった場合
- ・現況届未届により年金支給が停止された場合。

#### （２）普通徴収（７月～２月の毎月納付・８期）（法第 131 条）

普通徴収とは、年金からの特別徴収ができない被保険者について、納付書等により市町村が直接、納入を求めて徴収する方法のこと。

介護保険での保険料の徴収方法については、特別徴収による場合を除くほか、普通徴収によらなければならない、とされている。

新規資格取得者は普通徴収から始まる。また、過年度調定は普通徴収となる。

##### ①普通徴収を行う場合

特徴対象者の要件に該当しない（しなくなった）場合

- ・年度途中（４月２日以降）に本市第 1 号被保険者の資格を取得（65 歳到達、市外転入等）した場合（特徴追加捕捉対象者として翌年 4 月以降特徴に変更になる場合があるが、当年度中は普徴になる。）
- ・老齢・退職・遺族・障害のいずれの年金も年額 18 万円未満の者
- ・年度途中（年次依頼[7 月月例処理時]以降）に保険料を変更した場合（減額⇒特徴停止、増額⇒併用徴収（以下「併徴」という。)).ただし、減額の場合は 12 月月例以降の第 6 期停止依頼より後になると第 6 期および翌年度仮徴収は止めない。
- ・年度途中に特徴が不能になった場合。（年金の裁定替えがあった場合、現況届未届、年金担保貸付金返済により年金の支払いがない場合等）

##### ②普通徴収対象者の納付方法

納付書納付のほか、口座振替、代理納付（生活保護受給者）がある。

納期毎に納める保険料（期別保険料）は 100 円単位で端数は最初の納期に積む。

### 【特別徴収と普通徴収の併用（併徴）】

特徴の年次依頼[7月月例処理時]以降、保険料が増額変更となった場合、すでに決定している特徴に併せて増額分について普徴を行う。

## 4. 納期ごとの保険料の決まり方

いずれのケースも、令和6～8年度の保険料第5段階（年額 69,144 円）を例として説明する。

前提として、「**仮徴収、本徴収半額計算による期割パターン**」を行っている。

（仮徴収額＝本徴収額になるように計算する。なお、端数が出たときは最初の納期に積む。）

### ①特別徴収者の納付パターン

～仮徴収3期（8月）減額パターン～

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
特徴額	13,600		13,600		7,400		11,500		11,500		11,500		69,100

当初賦課時、年額を2で割る。 ⇒  $69,144 \text{ 円} \div 2 = 34,500 \text{ 円}$ （100円未満端数切捨て）

これにより、仮徴収額（4月～8月）34,600円、本徴収額（10月～2月）34,500円となる。

・ 仮徴収額から4、6月分を引く。 ⇒  $34,600 \text{ 円} - 13,600 \text{ 円} \times 2 = 7,400 \text{ 円}$

・ 本徴収額を3で割る。 ⇒  $34,500 \text{ 円} \div 3 = 11,500 \text{ 円}$

≪8月 7,400円≫

～仮徴収3期（8月）増額パターン～

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
特徴額	11,300		11,300		12,000		11,500		11,500		11,500		69,100

当初賦課時、年額を2で割る。 ⇒  $69,144 \text{ 円} \div 2 = 34,500 \text{ 円}$ （100円未満端数切捨て）

これにより、仮徴収額（4月～8月）34,600円、本徴収額（10月～2月）34,500円となる。

・ 仮徴収額から4、6月分を引く。 ⇒  $34,600 \text{ 円} - 11,300 \text{ 円} \times 2 = 12,000 \text{ 円}$

・ 本徴収額を3で割る。 ⇒  $34,500 \text{ 円} \div 3 = 11,500 \text{ 円}$

≪8月 12,000円≫

②普通徴収者から特別徴収者に納付方法が変更するパターン（10月より天引き開始）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
普徴額				11,600	11,500	11,500							34,600
特徴額							11,500		11,500		11,500		34,500

当初賦課時、年額を2で割る。⇒ 69,144円÷2=34,500円（100円未満端数切捨て）

これにより、仮徴収額（4月～8月）34,600円、本徴収額（10月～2月）34,500円となる。

・普徴額を3で割る。⇒ 34,600円÷3=11,500円

≪7月 11,600円、8月 11,500円、9月 11,500円≫

・特徴額を3で割る。⇒ 34,500円÷3=11,500円

≪10月 11,500円、12月 11,500円、2月 11,500円≫

③普通徴収者の納付パターン

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
普徴額				8,900	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600		69,100

年額を7月から翌2月までの毎月（年8回）に分けて納付する。

④年度途中の資格取得者（9月資格取得） ※普通徴収で10月から納付開始

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
普徴額							8,300	8,000	8,000	8,000	8,000		40,300

69,144円×7/12=40,300円（100円未満端数切捨て） 40,300円÷5回=8,000円

⑤年度途中の資格喪失者（12月資格喪失）

[特別徴収者]

（更正前）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
特徴額	11,300		11,300		12,000		11,500		11,500		11,500		69,100

（更正後）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
特徴額	11,300		11,300		12,000		11,400		0		0		46,000

69,144円×8/12=46,000円（100円未満端数切捨て）

変更後の年額保険料より天引き額が多い場合は、後日還付される。

[普通徴収者]

(更正前)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
普徴額				8,900	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600		69,100

(更正後)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
普徴額				8,900	8,600	8,600	8,600	8,600	2,700	0	0		46,000

$69,144 \text{ 円} \times 8 / 12 = 46,000 \text{ 円}$  (100円未満端数切捨て)

⑥年度途中で保険料が減額した者 (10月で保険料段階更正判明「5段階→3段階」)

[特別徴収者]

(更正前)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
特徴額	11,300		11,300		12,000		11,500		11,500		11,500		69,100

(更正後)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
普徴額				0	0	0	0	300	300	300	300		1,200
特徴額	11,300		11,300		12,000		11,500		0		0		46,100

特徴を中止し、普徴へ切り替える。

[普通徴収者]

(更正前)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
普徴額				8,900	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600		69,100

(更正後)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
普徴額				8,900	8,600	8,600	4,400	4,200	4,200	4,200	4,200		47,300

⑦特徴追加捕捉者として翌年度4・6・8月より特徴を開始する場合の仮徴収額

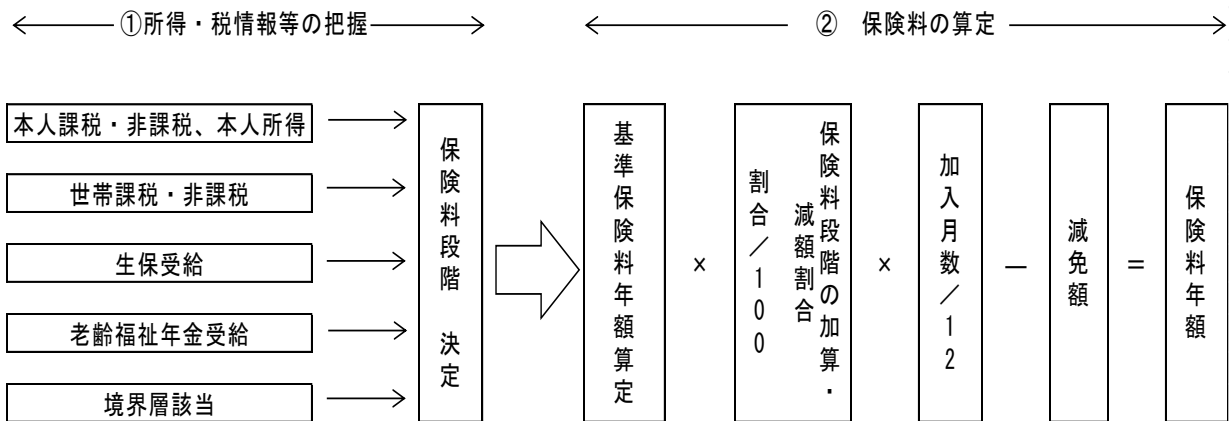
前年度の保険料額を12ヶ月(6月開始は10ヶ月)で割った額に、仮徴収できる月数を乗じて得た額を、仮徴収期間の年金支払い回数で割った額を1回あたりの金額とする。(法135条第3項・規則第149条の2)

- ・ 4月開始 ⇒ 前年度保険料額 (69,144 円) ÷ 12 × 6 ÷ 3 = 11,500 円 (100 円未満切捨て)
- ・ 6月開始 ⇒ 前年度保険料額 (69,144 円) ÷ 10 × 4 ÷ 2 = 13,800 円 (100 円未満切捨て)
- ・ 8月開始 ⇒ 当初保険料額 ÷ 8 (100 円未満切捨て、端数は最初の納期へ) = 普徴 1 期  
(年額 - 普徴 1 期) ÷ 4 (特徴回数) = 各期天引き額 (端数は普徴 1 期へ)

## 2. 賦課事務について

### 1. 概要

賦課事務は、所得・税情報等を把握して被保険者の保険料を算定し、保険料や納付方法を被保険者に通知することが主な事務になる。



#### ① 保険料算定に必要な情報の把握

- ・ 課税・非課税、所得の把握
- ・ 他市町村所得照会

1月1日現在の他市在住者、住所地特例者（蕨市税情報では把握できない人）については、他市町村に照会し、所得・税情報を把握する。

- ・ 生活保護情報の把握

市福祉事務所や他市町村より生活保護受給者情報を把握する。

- ・ 老齢福祉年金情報の把握

市民年金係や日本年金機構事務センター（住所地特例者の場合）より老齢福祉年金受給者情報を把握する。

- ・ 境界層該当情報の把握

市福祉事務所や他市町村より境界層該当者情報を把握する。



## 2. 所得・住民税情報等の把握

### (1) 所得・住民税情報取込

#### ①住民税情報の取込

##### ・概要

保険料を算定するためには、先ず、被保険者などの所得・住民税情報を把握する必要がある。ただし、この情報を把握するには介護保険独自で行うよりも、税務課が既に把握している所得・住民税情報から機械的に取り込む方が合理的である。

##### ・システムによる取込

毎月20日過ぎに、税務課にて住民税情報の介護用連携ファイルを作成する。その作業終了を確認後、毎月月末に健康長寿課にて取込処理を行う。

#### ②所得異動処理

- ・月末に取込んだ住民税情報を基に、毎月月初に賦課計算（異動処理）を行う。前回（前月）の異動処理以降に、所得更正が生じた場合に、それらの住民税情報を住民（宛名）コードに基づきバッチ処理を行う。
- ・介護システムでは更新された住民税情報を基に、保険料段階や保険料額を算定し直して、賦課情報を作成する。
- ・処理に伴い作成される「個人課税情報異動者一覧表」の内容をチェック・確認・保管する。

### (2) 他市町村所得照会

住民税は1月1日現在に住んでいる市町村で賦課されるので、その後に住所を異動しても、それに伴っての税情報の通知はない。そのため、1月1日時点で蕨市に居住していなかった人については税情報は把握できず、住民税を賦課している転入前の市町村への個別の調査が必要になる。

また、1月1日現在、住所地特例の人は、介護保険上では蕨市の被保険者だが、住民税上では現在居住している市町村が管理しているため、税情報を把握できず個別の調査が必要になる。他市所得照会には、その年度の保険料を一斉に通知する当初納付通知書（7月送付）作成のための年1回の照会（年次・5月下旬）と、その後、新たに市外から転入してきた者（世帯員含む）について随時行う照会がある。

- ※照会中の被保険者の保険料段階は、第1段階が暫定的に設定される。後日回答に基づき入力することで、正しい保険料段階の設定を行う。

### ①年次（5月下旬）

市外転入者、住所地特例者の照会書類を作成し、他市町村の市税担当課に送付する。  
他市町村から返送されてきた回答書に基づき、所得・税情報を随時入力する。

※住所地特例者については、6月初に行う当初賦課計算前に、仮の所得状況をダミー入力する。  
（本来特徴のみの方が、所得段階が変わることで、併徴にならないようにするため。）

#### [照会対象者]

賦課期日（4月1日）時点で蕨市介護保険資格を有する者のうち以下要件該当者。

- ・市外転入者のうち今年1月1日に住所が市外の人（住定異動日が1月2日以降）
  - 1、2号被保険者（第2号被保険者は資格管理している者）とその世帯員
- ・蕨市住所地特例者  
今年1月1日以前に対象となった人。

### ②月次

市外転入者、住所地特例者の照会書類を作成し、他市町村の住民税担当課に送付する。  
他市町村から返送されてきた回答書に基づき、所得・税情報を随時入力する。

### (3) 生活保護受給者情報把握

生活保護を受給している被保険者については、保険料段階が第1段階になる。そのため、被保険者に関する生活保護の開始や廃止の情報を保護担当課から得て、保険料算定のもととなる情報として介護保険に取り込む必要がある。

蕨市住所地特例者（蕨市被保険者であるが他市に住所がある）や他市町村が保護措置している場合は、住所地の他市町村の保護担当課から生活保護情報を得る必要がある。

#### ①生保情報の把握・登録（生活支援課→健康長寿課）

(ア) ①生活保護者で65歳到達した人、②新たに生活保護を開始した人、廃止になった人、を把握するため、①は65歳到達月の前月初めに、②はその都度、「連絡票」を保護担当者より預かる。それに基づき、介護保険料を暫定で再計算し直し、「賦課予定額表」を保護担当者へ渡す。正式に保護の異動が確定した場合には、「保護開始・廃止等連絡票」を毎月15日、月末の月2回に保護担当者より預かる。なお、生活保護が停止の場合も、保険料段階は第1段階になる。

(イ) 「連絡票」及び「保護開始・廃止等連絡票」に基づき、介護システムに生活保護の開始、廃止の入力を行う。

※生保廃止については、年度途中でその事実が分かった場合でも、保険料算定基準は第1段階のままとし、翌年度の算定時から反映することになる。よって、廃止入力を行っても当該年度の保険料が変更するわけではない。

## ②納付通知書等の作成

年次処理、月次処理により納付通知書を作成し、代理納付の場合は保護担当者へ直接渡す。

## (4) 老齢福祉年金受給者情報把握

老齢福祉年金受給者とは、昭和34・36年の福祉年金・拠出年金制度の発足に伴い、被保険者期間が短いなどの理由により制度的に年金受給資格を満たすことができなかった人に対して支給される年金である。大正5年4月1日以前に生まれた人を対象にしているため、年々減少していくことになる。

老齢福祉年金の受給者（かつ世帯全員の市民税が非課税の人）についても、保険料段階は第1段階となる。そのため、国民年金担当者から老齢福祉年金受給者の情報を得て、保険料算定のもととなる情報として取り込む必要がある。

### ・老齢福祉年金情報の把握、登録

①老齢福祉年金受給者を把握するため、受給情報（老齢福祉年金受給者定時届関係連名簿コピーなど）の提供を受ける。

②老齢福祉年金は8月から翌年7月を支給期間としており、各都道府県日本年金機構事務センターは毎年10月にこの期間の支給金額の決定を行い、通知する。

この通知において支給決定された受給者は翌年7月まで全額支給停止にはならず、翌年4月1日（賦課期日）時点でも受給されているので、翌年度の保険料段階は第1段階になる。

③住所地特例者については、住所地の都道府県日本年金機構事務センターに照会を行い受給情報を得る必要がある。

※賦課期日以降に老齢福祉年金受給開始となった場合（8月に支給開始）、当該年度は賦課期日時点の保険料段階となる。また、賦課期日以降に老齢福祉年金全額停止になった場合でも、当該年度の第1段階はそのままで変更されない。

## (5) 境界層該当者情報把握

本来適用すべき所得段階の保険料を負担すると生活保護が必要となり、より低い所得段階であれば保護を必要としなくなる場合、当該段階より低い所得段階が適用されることを境界層措置という。これは、介護保険料の賦課によって、最低限度の生活水準の維持が困難となり、保護を要する状態をできる限り避けるためのものである。この措置を受ける人については、この要件に該当する旨の情報を得る必要がある。また、住所地特例者については、住所地の他市町村の保護担当課から該当情報を得る必要がある。

## (6) 保険料減免

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、第1号被保険者又はその者が属する世帯の生計を主として維持する者の所有する住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたときは、被災月以降1年分の保険料に相当する額について、損害の程度に応じて減額する。

## 3. 納付（徴収）方法の決定

### (1) 特別徴収対象者確定（5月下旬～7月下旬）

特徴を行うためには、蕨市の被保険者であって、かつ、保険料の天引きに対応できる一定額（年額18万円以上）の年金を受給していることが必要になる。

そのため、毎年5月下旬に年金保険者から送られてくる年金天引き候補者（特徴候補者）情報を蕨市が管理している介護保険の資格情報と突合した後に内容のチェックを行い特徴対象者を確定する。

確定した特徴者の情報は年金保険者に送付する。特徴確定者の情報を受けた年金保険者はこの情報に基づき年金からの天引きを10月から行う。

#### ①突合処理

5月下旬に年金保険者から送られてくる特徴候補者（当該年4月1日現在で蕨市在住、65歳以上、高齢・退職・遺族・障害年金が18万円以上の年金受給者）情報と第1号被保険者資格情報を基礎年金番号、カナ氏名、生年月日、性別で突合させる。

- ・年金番号、カナ氏名、生年月日、性別がすべて突合した人には、徴収方法が特徴であることを記載した納付通知書を7月中旬の当初一斉送付時に送付する。
- ・なお、不一致になった人には、徴収方法が普徴である納付通知書を7月中旬の当初一斉送付時に送付する。

#### ②内容確認・調査

- ・突合した結果、カナ氏名などが不一致になった人の調査リストに基づき、住所等を確認し同一人かどうかの調査を行う。（7月月例まで）  
調査リスト…「住記のみリスト」「特別徴収対象者一致リスト」「年金保険者のみリスト」
- ・調査の結果、同一人と確認できた人については、システムより入力して、徴収方法を特徴とする。

### ③納入通知書の作成・送付

- ・年次処理、月次処理により納付通知書を作成し、被保険者へ送付する。

### ④特徴確定者情報の送付（健康長寿課→国保連→年金保険者）

- ・7月月例時の特徴確定者のデータを7月中旬までに国保連経由で年金保険者へ送付する。  
このデータに基づき、年金保険者は10月より天引きを行う。

※特徴対象者データの送付が複数回化するため、12、2、4月に、追加捕捉対象者について同様の事務を行う。

## （2）特別徴収異動情報（特別徴収停止、仮徴収額変更、住所地特例該当）の送付

（健康長寿課→国保連→年金保険者）

特徴対象者の資格喪失などによる特別徴収停止や仮徴収額変更、住所地特例該当等の異動情報は、年金保険者へ通知する必要がある。通知を受けた年金保険者は、通知内容に基づき天引き停止、仮徴収額変更を行う。これらの異動によって納付方法が変更した場合には、被保険者に納付通知書を送付し通知する。

### ①特徴異動情報の送付

#### （ア）特徴停止

資格喪失や、年次依頼以降の減免・税額更正などで保険料を減額するときは、特徴を停止し、対象者について年金保険者へ特徴停止情報を送付する。

※特徴対象者の捕捉は複数回化するが、いったん停止した特徴は翌年度まで（年次捕捉まで）は復活しない。

#### （イ）住所地特例該当

住所が他市に異動して新たに住所地特例に該当した場合は、引き続き蕨市の介護保険者資格を有し特徴対象者であることを通知する。ただし、いったん市外転出して無資格になったから特例対象者であることが判明した場合は、無資格になったあとで賦課の月例確定処理や特徴停止依頼処理を経ると特徴は止まる。

※（ア）（イ）の情報の送付時期

年金保険者…各月上旬（月例処理の保険料確定処理時）

#### （ウ）仮徴収額変更

6、8月分仮徴収額は原則4月分仮徴収額と同額だが、①前年度より保険料段階が上下した、②保険料年額が増減した、③前年度の本徴収額の期割額が確定年額の期割額に比して極端に違うなどが原因で当該年度の仮徴収額合計が年額の半額から離れているとき、当該額を変更（仮徴収額変更）する。この仮徴収額変更情報も年金保険者へ送付する。

送付時期…4月11日（2・3期変更→4月1日時点生保受給者・減額のみ）、  
6月11日頃（3期変更）

- ・年金保険者の特徴停止、仮徴収額変更の処理には通知から2か月要する。偶数月の11日頃に通知した分は翌々月の特徴停止、仮徴収額変更に反映される。

#### ②納付通知書の作成・送付

- ・月次処理により異動内容を反映した納付通知書を作成し、被保険者へ送付する。

### （3）特別徴収不能情報の受理（年金保険者→国保連→健康長寿課）

年金の支給内容によっては保険料の天引きが不能になるケースもあり、その情報が偶数月下旬に送られてくる。特徴不能となった方については徴収方法を普徴に変更する。

#### ① 特徴不能情報の受理（年金保険者→国保連→健康長寿課）

偶数月下旬に年金保険者から送られてくる。特徴不能のケースとしては以下のようなものがある。

- ・受給している年金種別が変更になった場合（老齢基礎年金から障害基礎年金へ切り替えた場合など）
- ・年金支払を差し止め、保留した場合（現況届の未届など）
- ・年金額が基準額以下に減額もしくは支給がなくなった場合（年金担保貸付など）

#### ②納付通知書の作成・送付

- ・月次処理により異動内容（普徴に変更）を反映した納付通知書を作成し、被保険者へ送付する。

### （4）普通徴収対象者の納付方法

普徴対象者の納付方法には、納付書納付、口座振替、代理納付（生活保護受給者）がある。

#### ①納付書による納付

口座振替、代理納付の納付方法によらない場合は、納付書による納付になる。  
月次処理により納付書を作成し、被保険者へ送付する。

#### ②預貯金からの口座振替

被保険者等の金融機関等への口座振替依頼に基づき、口座振替情報の入力を行う。

#### ③代理納付

生活保護受給者を対象として、生活支援課が被保険者の代理で保険料を納付する。

#### 4. 保険料算定と納付通知書作成・送付

6月（年次処理）とそれ以後各月（月例処理）に、各種異動（資格や所得・税情報の異動、減免の決定等）を反映した保険料や徴収方法を確定することを賦課確定という。賦課確定に伴い作成される「介護保険料納付通知書」は被保険者へ送付する。

手順としては、まず所得・税の異動情報を取り込む。次に、確定処理の中で資格や減免適用等の異動に伴う保険料・徴収方法を確定させ、納付通知書を作成する。

なお、賦課に関しては遡及年限が2年になっており、2年以上前の異動データが入力されても賦課は確定しない。遡及年限の考え方に関しては「5. 保険料の遡及賦課」を参考。

##### ①賦課確定処理

（ア）資格異動や減免決定等により作成されていた未確定賦課情報と、月例前所得異動処理及び特徴停止処理（特徴不能対象者について普通徴収開始対象者として調定計算を行い未確定賦課履歴を作成した処理）を経た未確定賦課情報に対して賦課確定処理が行われる。

（イ）これによって未確定賦課が確定賦課情報となり保険料や徴収方法、月割保険料が決定する。また、この賦課情報をもとに収納データが作成、更新される。

##### ② 納付通知書の送付

新規資格取得者（生活保護受給者以外の65歳到達者、市外転入者）・所得更正者等の納付通知書は、業者が印刷・封入の作業を行い、健康長寿課で案内通知を封入・封緘したうえで、被保険者へ送付する。

[賦課確定処理に伴い作成される帳票、リスト]

- ・納付通知書
- ・更正決定通知書
- ・納付通知書出力対象者一覧
- ・賦課更正理由別該当者一覧表
- ・賦課対象者チェックリスト
- ・保険料額変更対象者一覧表

## 5. 保険料の遡及賦課

### 1. 遡及賦課が発生する理由

過去に遡って保険料設定の基礎となる事実が変更されることにより、保険料額の遡及変更が必要になる。

- ・ 被保険者が転入を遡って行った場合
- ・ 被保険者の所得が判明するなど、所得更正が行われた場合
- ・ 世帯員の課税状況が変更した場合 など

### 2. 遡及の年限（いつまで賦課の調定額を変更できるのか）の考え方

保険料の徴収権の消滅時効との整合性を図る観点から2年を上限に遡っての賦課の更正を行う。ただし、保険料の賦課は年度単位で行う。

【参考】(2002.6.4 全国課長会資料より抜粋)

#### 賦課権に係る期間制限

保険料の徴収権は、2年の消滅時効が適用される（※1）のに対し、徴収の前段階である保険料の賦課決定や更正については、法上、期間の定めはないが消滅時効の期間に合わせて2年と解することが適当である。したがって、賦課期日現在に被保険者である場合には第1納期限の翌日（※2）から、賦課期日時点で被保険者資格を取得していない場合には保険料を課することができることとなった日の翌日（※3）から、それぞれ2年以上経過した後は、当該年度の賦課権が存在しない。

※1 介護保険法 200 条。

※2 特別徴収の人は5月11日頃（公金として収納される日の翌日）、普通徴収の人は8月1日。

※3 資格取得日の翌日。

上記の考え方に基づいた、保険料賦課の修正年限

<令和5年度賦課額の修正期限>

令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度当初有資格で普通徴収の人 および 4/2～7/31 資格取得者 8/1 ← → 7/31		
年度当初有資格で特別徴収の人 5/11 ← → 5/10		
8/1～3/31 資格取得者 資格取得日 ← → 資格取得日+2年		

### 3. 修正期限の解釈

異動の種類	考え方
生保	連絡票記載の生保の受給開始・廃止等の決定年月日
所得	申告を受け付けた日
転出入日等住記関連 ①住記システムからの異動 ②資格履歴修正による異動 ③住記システムで届出日が設定されない異動（改製、目視修正等）	①市民課に届出のあった日（届出年月日） ②介護窓口へ届出のあった異動の場合はその日 ③入力処理日（システム日付）

#### ■遡及賦課の取扱いについて

介護保険法第 200 条の 2 において、保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して 2 年を経過した日以後についてはすることができない旨が規定されている。本改正の施行日は、平成 27 年 4 月 1 日であり、施行日以後に最初の納期を迎える保険料から適用される。

【参考】（平成 25 年 6 月 14 日 厚生労働省老健局介護保険計画課長通知 抜粋）

介護保険料の賦課権に係る期間制限の取扱いについては、介護保険法に規定がないところであり、「保険料滞納者に対する保険給付の制限等に係る Q & A vol.3」問 15（全国介護保険担当課長会議（平成 14 年 6 月 4 日開催）資料 No.2。参考 1）でお示ししているところです。この Q & A は、保険料を新規に（増額して）賦課する場合の取扱いを示したものですが、減額して賦課する場合にも同様に 2 年の期間制限を適用する取扱いが多く保険者で行われてきました。

・・・当面、下記のとおり取り扱うこととしましたので、管内市町村等に周知を図るようよろしくお願いします。

1. 保険料賦課額を減額する場合の取扱い

第 1 号被保険者の保険料賦課額については、地方税の課税標準の減額等が行われた場合には、介護保険法第 200 条第 1 項に定める保険料を徴収する権利の消滅時効の 2 年を超えて、遡って保険料賦課額を減額できる。なお、地方税の課税標準又は税額を減少させる賦課決定は、地方税法第 17 条の 5 第 4 項の規定により 5 年以内とされていることから、この場合は、5 年程度遡った減額が想定されることとなる。

2. 保険料賦課額を新規に又は増額して賦課する場合の取扱い

保険料賦課額を新規に又は増額して賦課する場合については、上記の Q & A のとおり、保険料を徴収する権利の時効の 2 年まで遡って行うことができる。

参考 1

全国介護保険担当課長会議（平成 14 年 6 月 4 日開催）資料 No.2（抜粋）

< 保険料滞納者に対する保険給付の制限等に係る Q & A vol.3 >

（賦課権の期間制限について）

（問 15）保険料の賦課権の期間制限は 2 年と解してよいか。また、賦課権の期間が 2 年であれば、2 年以上遡って資格取得を行った場合には、2 年以上前の保険料は賦課することができないが、給付額減額期間の算定の対象とはならないのか。

（回答）保険料の徴収権は、2 年の消滅時効が適用されるのに対し、徴収の前段階である賦課決定や更正については、法律上、期間についての定めがなされていないが、賦課権についても、消滅時効の期間等に鑑み、2 年の期間制限によるものと解される。

したがって、賦課期日現在に被保険者である場合には第 1 納期日の翌日から、賦課期日時点で被保険者資格を取得していない場合には保険料を賦課することができるようになった日の翌日から、それぞれ 2 年以上経過した後は、当該年度の保険料についての賦課権が存在しないため、そもそも保険料徴収権が発生しておらず、給付額減額期間の算定の対象とはならない。